

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	JR吹田駅北口ロータリーの喫煙所における禁煙動画の放映について	<p>この度は、JR吹田駅北口ロータリーの喫煙所(卒煙支援ブース)において、禁煙を促す動画を流すモニターが設置されているにもかかわらず、動画が流れていないことについて、お問い合わせいたします。朝8時ごろに通ると動画が流れていることがありますが、日中や夕方7時ごろになるとモニターは真っ暗な状態であり、何かのトラブルが発生していると考えられます。</p> <p>税金の支出意図としては、「卒煙支援」を名乗っている通り、禁煙のための施設として整備された喫煙所であるべきです。しかしながら、動画が流れないことで、本来の目的を果たせていない状況にあります。</p> <p>ここで、以下の質問をさせていただきたく思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 動画を流している時間帯は限られているのでしょうか？</li> <li>2. もし限られている場合、動画を流す時間帯はいつなのでしょう？</li> <li>3. 動画が限られた時間帯にしか流れていない場合、なぜ常時放映しないのでしょうか？</li> <li>4. 意図した時間帯に動画が放映されていることを確認しているのでしょうか？</li> </ol> <p>さらに、私たちは以下の要望を申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 禁煙を促す動画を常時放映するように改めていただきたく、お願い申し上げます。</li> </ol> <p>以上、ご確認の程、よろしくお願いたします。</p>	<p>本ブースは受動喫煙への対応や環境美化、喫煙者に対し禁煙への行動変容を促すことを目的に設置しており、ブース内で禁煙を促す動画を常時上映することで、卒煙を支援するものです。</p> <p>4月3日の供用開始以降、定期的に現場確認を行う中で、ご指摘のとおり映像が流れていない時間帯があることを把握し、原因究明を行ってまいりました。取付業者や製造メーカーにも調査を依頼する中で、ディスプレイの初期設定誤りの可能性があることが判明し、現在は応急的に対応している状況でございます。</p> <p>大変ご迷惑をおかけしておりますが、今後とも卒煙支援を推進するため、啓発動画等による効果的な情報提供に努めてまいりますので、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	健康まちづくり室	R5.4.20	R5.5.1
2	北千里高校の自転車の運転が相変わらずひどすぎる	<p>北千里高校の自転車の運転がまた以前のようなひどさになっている。北千里高校の生徒が女性と事故を起こしてから少しはマシになったもののまた3列や4列で並走して車やバイク、他の自転車や歩行者の邪魔をしている。</p> <p>今日も駅までいくと対向車線全部が北千里高校の自転車の集団で埋まっていた。本当にひどい。</p> <p>これでは指導しているとは到底言えない。</p> <p>普通は1列、違反だが許しても2列までだ。</p> <p>事故後意見を伝えると2列以下になった生徒がほとんどだったのに、また3列以上になっている実態だ。</p> <p>もう北千里高校の先生を北千里からピアノ池方面に向かう道路に配置して注意してもらえないでしょうか。</p> <p>以前も言いましたが、私もこの生徒を避けるためにハンドルを切って単独事故を起こしケガをしたことがあります。</p> <p>当の生徒は逃げました、もう20年以上前のことです。</p> <p>20年以上前から何も変わっていない。</p> <p>これは北千里高校の伝統のようだ。</p> <p>北千里高校生の自転車といえば昔、後ろから追いかけて速度計で測ってみると25キロほど出しており原付と遜色ないほどの速度で走っていた。若いから体力もあり飛ばす年頃だから余計危ない。</p> <p>本当にこの状況では大事故を起こしかねないので至急自転車の交通法規について全生徒を対象に講習などお願いします。</p>	<p>北千里高校の生徒の自転車運転がひどい件について、北千里高校に頂戴のご意見を申し伝えるとともに、再度、生徒への通学、帰宅時における自転車の運転マナーについて指導するようにお伝えいたします。</p>	総務交通室	R5.4.17	R5.5.2

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	障がい福祉サービス受給者証の発行遅延と対応について	<p>福祉部長様 障がい福祉室長様 まずはお忙しい中、御解答ありがとうございます。 さて、質問させていただいた内容に御解答いただけていないので繰り返しの質問となります。私がお聞きしているのは、昨年8月から、報告があがっているはずの事務遅滞を、「なぜ」放置されているかを教えてください。 少なくとも昨年8月に私の勤める事業所において受給者証の遅れや記載ミスが起されておりました事務の改善を求めました。それがなぜ今年になっても改善されていないのかの理由を教えてください。きちんとどちらの利用者さんたちに納得のいく説明をさせていただきたいので貴室が事務遅滞を放置されている見解を教えてください。謝罪とかではなく説明を求めています。 上司による管理責任の問題でしょうか？担当ケースワーカーの責任の無さが原因でしょうか？ 恐らく両方でしょうね。多い人間で25回も口頭指導を行ったとありますが、そこまで指導しなければいけない人間を利用者に一番近いケースワーカーの業務に臨ませている理由は何ですか？普通に考えて個別で指導が半年で25回は多すぎませんか？利用者の方々を馬鹿にされているのですか？ 25回の口頭指導を実施しながら結果、まだワーカーによる事務遅滞を改善できていないというのはあまりにもひどい回答です。その回答で十分答えているじゃないですか。あなた方は、障がい福祉の利用者を馬鹿にしているのではないですか？それが故意か過失かは別としてそれが業務の結果として出ています。 そのような職場だから、職員が事業所を馬鹿にした態度をとられているんですよ。受給者証が遅れても悪くは、請求が通るから大丈夫だと発言するような職員を出している責任をしっかりと自覚してください。本当に腹立たしい回答です。同じ福祉に携わる人間として、元公務員として断じて許容できない回答です。本当に馬鹿にされているようにしか感じませんし、憤りを感じています。 今回の回答で思いましたが、これはやはり障がい福祉室だけでは解決できないですよね？口頭指導も25回も実施され、職場でも推進研修も実施され、半年以上かけても改善できないのですよね？部長様には相談されていますか？ 御解答の内容には具体的方策や、期限が全く示されていませんよね？これは今の職場や担当者では難しいとご認識されている証拠ですね。そのようなつもりで改善などできようはずがありません。人事担当や部長様ときちんと相談され、適切な人間がケースワーカーとして担当していただかないと利用者はまったものではありません。忙しいのもあるでしょう。ですが利用者からするとあなた方の事情は知る由もありません。 また「遅延により利用者様及び事業者様に御迷惑が掛かる旨を丁寧に説明し、遅延の防止に努めてまいります」について、本市から連絡するものではないとのことですが、連絡をされてはいかがですか？それができないほどの数の事務遅滞が発生されているのでしょうか？ 最後に書かれている部分はその答えでしょう。直接指導したいが叶わないと仰っているのは、それだけ事務遅滞が発生して把握しきれないということにしかなりません。最初に数を出していたくない部分もこれが原因ですね。つまりあなた方は、遅滞は把握しているが、数も把握できないくらい遅滞の件数があり、改善もいつまでに出来るといったスケジュールも立てていないと仰られているのを自覚されておられますか？ 自覚があるかは知りませんが、貴室の回答はそういうことですよ？もし違うのであればきちんとした数字を出してお話をしたいだけませんか？受給者証の期限が切れるまでにきちんと利用者の手元に届けられている数や率でお話をしましょう。 また、今回の内容を部長様にも御共有ください。 貴室では対応しきれなくて、利用者に迷惑をまだかけ続け、具体的な方策や期限も示せないのであれば貴室はこれ以上お話ししても貴室にも御迷惑にならうかと思いますので、そちらを管理すべき方に御対応をお願いいたします。</p>	<p>まず、事務遅滞を放置しているとの御指摘でございますが、本市と致しましては事務遅滞が発生していることを重く受け止め、必要な取り組みを進めているところでございます。現在の状況をできるだけ早く改善したいと考えておりますが、新たな取り組みの効果が出るにはなお時間を要する状況であり、効果について具体的な達成期限を申し上げるのは困難な状況でございます。具体的な解決策と致しましては、人員体制の整備や事務フローの見直しなどを行っております。また、受給者証の申請手続きについて、本市が提出期限を設け、厳格に運用することも考えられますが、やむを得ない事情により申請が遅れているケースも多く見受けられ、期限を厳格に運用することで、サービスが継続できない利用者様が発生し、ひいては事業者様の支払いまで影響する恐れがあることから、慎重に判断する必要があると考えております。今後も重層的に改善策を進めてまいりる所存でございます。</p> <p>次に、受給者証発行の遅滞が発生している場合の関係事業者様への連絡及び本市職員の資質についての御指摘でございますが、先に送付致しました令和5年4月17日付の文書でお示したとおりでございます。次に、事務遅滞の数字を出すようにとの御希望でございますが、先に送付致しました令和5年3月9日付の文書でお示したとおりでございます。</p> <p>なお、御指摘の点につきましては、福祉部長に報告し情報共有を行いながら業務改善を進めております。</p>	障がい福祉室	R5.4.18	R5.5.2
4	続-12.吹田市HP「市役所本庁舎における電気自動車用充電設備(中略)競争入札」の改善提案	<p>4月18日に掲出の「市役所本庁舎における電気自動車用充電設備(中略)競争入札」について、タイトルの改善提案。 ・総務室は、この案件について4月14日に入札募集について掲出されており、18日にも同じタイトルで掲出。 ・サイトの内容は、「募集の終了」です。⇒タイトルに「募集の終了」ならびにサイトの冒頭に「募集終了の説明文」を補記されれば分かり易い。 ・募集期間が、2023年4月17日～4月21日なのに、4月18日の早期終了…って何か変。募集期間が4日間…って短い気がします。 ※もしかして、不測の事態が生じたのであれば、「一旦保留」後日、再募集をします」を記されたら…</p>	<p>御意見を踏まえ、今後ホームページ上の情報を更新(再掲)する際には、トップページ等に表示される新着お知らせのタイトルを工夫する等、分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p>	総務室	R5.4.24	R5.5.2

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	統-13. 吹田市HP「北千里市民体育館の臨時休館」の改善提案	<p>4月20日に掲出の「北千里市民体育館の臨時休館」について、タイトルの改善提案。</p> <p>・サイトを見ると、電気設備の不具合のため臨時休館していたが、4月21日から再開。なお、選挙のため4月22日から4月24日18時までは利用不可の記述。</p> <p>⇒電気設備の不具合は復旧完了で21日に利用再開。加えて選挙の為、4月24日18時までは利用不可の記述が必要。</p> <p>・指定管理者(ミズノ)のサイトを見ると、重要なお知らせには、選挙による臨時休館の記載が有りません。吹田市は、指定管理者に対してどのような連絡をされたのでしょうか。</p> <p>⇒添付画像参照。北千里体育館休館。左:市HP。右:ミズノHP</p> <p>⇒予約の段階で分かると思いますが、トップページで分かるようにされたら良いかと思えます。ミズノのサイトをお気に入りに入れていたら混乱されます。</p> <p>・4月から新しく吹田市民になられた方も多くおられます。吹田市のHPの信頼度を高めて頂けますでしょうか。</p>	<p>吹田市のホームページに掲載の新着情報のタイトルにつきまして、改善を図ってまいります。</p> <p>また、指定管理者(ミズノ)のサイトの「重要なお知らせ」及び「新着情報」にはシステム上ページのタイトル等のみの掲載となり、タイトル等をクリックしていただくページが開き、具体的な内容や詳細をご覧いただけるようになっております。</p> <p>なお、選挙による臨時休館についての記載につきましては、クリック先のページになりますが吹田市のホームページと同様の内容を掲載しております。</p> <p>いただきましたご意見を参考に更なる施設運営に繋がるよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p>	文化スポーツ推進室	R5.4.24	R5.5.2
6	コロナの物資支援について	<p>コロナになりました。高熱が出て外出もできません。家族もコロナになり、他に頼れる人もいません。なぜ他の大阪府市は物資支援しているのに吹田はないんですか？高齢者や低所得者向けにしか、お金を使ってませんよね？働いてる人はそれなりに税金払ってるのにおかしくないですか？考え方が古いです。</p>	<p>吹田市では食料支援が必要な方に対しては、食料品等を詰めた自宅療養支援パックを配布しております。1世帯につき1セットになります。</p> <p>以下の全てに該当する方が配布の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・症状があること</li> <li>・同居家族が自宅療養支援パックの配布を受けていないこと</li> <li>・独居又は買い物に行ける同居家族が全員陽性であること</li> <li>・インターネットでの食料調達ができないこと</li> <li>・身近に食料等を届けてもらえる方がいないこと</li> <li>・その他の方法による、食料品の確保が困難であること</li> </ul> <p>食料支援に関する申し込みは下記にご連絡ください。 連絡先:吹田市新型コロナ関係事務処理センター(06-6155-6121) よろしくお願いいたします。</p>	地域保健課	R5.5.1	R5.5.2
7	ハラスメントへの人事室での対応2	吹田市総務部人事室 人事担当様 質問に答えてください。	市民の声No8082で回答済です。	人事室	R5.5.2	R5.5.2

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	続-11. 吹田市HP「消費者のつどい」の改善提案	<p>4月18日に掲出の「消費者のつどい」について、タイトルの改善提案。                      ・このタイトルでは、集まって何をやるのん…。市民は内容のイメージが湧きません。HPのタイトルを見られた方はスルーされそうな予感。                      ・市民総務室へ。タイトルに実施内容を補記して市民に関心を持って頂き、多くの参加者を募る。そして吹田市はこんなことに取組んでいます…のPRで市のイメージアップも。                      ⇒[仮案]「消費者のつどい。講座名: プラごみ削減! 私たちに出来ること。5月20日(土)要予約」                      ・広報課の方へ。昨年9月に今回の件のような事を含めて数十件の投稿をしており、中々改善が見られません。                      ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されてい無いのであれば、マニュアルの充実化を願います。</p>	<p>1つ目及び2つ目の御指摘について                      この度は貴重な御意見ありがとうございました。5月が「消費者月間」であることから、「消費者のつどい」「消費生活展」を行うため、ホームページの形式を整えました。                      今後も、よりわかりやすいページ作成に努めてまいります。                      (担当: 市民総務室)</p> <p>3つ目の御指摘について                      HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。                      (担当: 広報課)</p>	広報課、市民総務室	R5.4.24	R5.5.8
9	続-14. 吹田市HP「消費生活展」の改善提案	<p>4月20日に掲出の「消費生活展」について、タイトルの改善提案。                      ・消費生活って色々な場面があります。このタイトルでは、何を展示されるのか…。市民は内容のイメージが湧きません。                      ・市民総務室へ。タイトルに具体的な内容を補記して市民に関心を持って頂き、行ってみよかと思っ頂き、多くの参加者を募る。そして吹田市はこんなことに取組んでいます…のPRで市のイメージアップも。                      ⇒[仮案]「消費生活展: 特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月19日(金)5月20日(土)」                      ・広報課の方へ。⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されてい無いのであれば、マニュアルの充実化を願います。</p>	<p>1つ目及び2つ目の御指摘について                      この度は貴重な御意見ありがとうございました。5月が「消費者月間」であることから、「消費者のつどい」「消費生活展」を行うため、ホームページの形式を整えました。                      今後も、よりわかりやすいページ作成に努めてまいります。                      (担当: 市民総務室)</p> <p>3つ目の御指摘について                      HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。                      (担当: 広報課)</p>	広報課、市民総務室	R5.4.24	R5.5.8
10	続-15. 吹田市HP. 4/21の「平和祈念資料館の平和映画会」について、タイトルの改善提案。	<p>・タイトルに、上映作品名を補記されたら、関心呼び込むことにより観客数の増加が見込めるかも…。                      ⇒[仮案]『平和祈念資料館の5月度平和映画会「ヒトラー暗殺、13分の誤算」。要申込』                      ・4月から新しく吹田市民になられた方も多くおられます。吹田市の取組み状況のPRにも…。                      ・広報課の方へ。⇒タイトルに具体的な内容を持たせる事について、マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されてい無いのであれば、マニュアルの充実化を願います。</p>	<p>1つ目及び2つ目の御指摘について                      可能な限りわかりやすい表記となるよう努めてまいります。                      (担当: 人権政策室)</p> <p>3つ目の御指摘について                      HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。                      (担当: 広報課)</p>	広報課、人権政策室	R5.4.24	R5.5.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	母子家庭なのに兄弟保育園別々について	<p>母子家庭で県外から越してきて、現在フルタイムの正社員で土曜も出勤があります。</p> <p>が、5月の保育園入所の通知が、兄弟別々の園の入所できました。吹田市の保育園入所問い合わせに電話したら、男性の担当が話を伺ってこれ5分以上保留にされたあと、別の男性から、もう決まっていることだから5月は別々に入れて転出して6月同じところに希望だして入れたらいいねと言われました。</p> <p>母子家庭なのに別々ってどういうことですか？</p> <p>下の子が受かった保育園は第二希望の保育園ですが、そちらには上の子の通知はきておらず、きてたら入れると言われました。それを問い合わせさせて説明しても、市が枠を決めてるの一点ばり。私もわからず電話を一旦きりましたが、おかしいと思います。</p> <p>きちんとした誠意ある対応していただけないでしょうか。ご回答よろしくお祈いします。</p>	<p>きょうだい同時入所選考に当たっては、利用申込の際に選考方法を保護者の方から確認させていただき、その内容に基づき利用調整を行っており、きょうだいが同時に同じ保育所に入所ができない場合は、きょうだいそれぞれの希望順位に沿って入所可能な保育所に入所いただくこととございます。きょうだいで分園となり、通園等でご負担をお掛けすることとなりますが、今回の入室決定につきましては、御希望いただきました園の利用状況等を踏まえたものでございますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお祈いいたします。なお、各園の入所人数については、毎月、各園と本市で調整の上、適切に決定しているものと認識いたしております。</p>	保育幼稚園室	R5.4.25	R5.5.8
12	保育所等利用調整基準表の項目(就労実績)の合理性について	<p>保育所等利用調整基準の点数に関して、ご質問したご連絡させていただきました。</p> <p>利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して3年以上の場合 +1</p> <p>利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して5年以上の場合 +2</p> <p>という項目がありますが、こちらの項目が保育の公平性を欠いており、判断基準に疑問を感じております。</p> <p>1.自身のスキルアップのためや家庭の事情により転職するなど、近年転職はより生活を良くするための手段であり、1つの会社に長く勤めることが優位ではありません。しかし、上記のような項目が保育園に入りやすい差をつけております。</p> <p>なぜ雇用の継続が重視され、勤続年数が長いほど加点対象となるのか、明確な理由を教えてくださいいただけますでしょうか。</p> <p>2.転職は昨今の社会情勢や雇用情勢を踏まえても一般的であり、当然否定されたり、差をつけるものではありません。</p> <p>数年前にこのような加点項目を追加したということですが、引き続き令和5年度や令和6年度(予定されるのであれば)もこの項目を入れ続ける理由を教えてくださいいただけますでしょうか。</p> <p>3.社会貢献度という観点から、就労実績が長いほど加点されるのであれば、現在の勤務している会社に限定されるのではなく、過去の勤務実績も考慮すべきです。現在の勤務先のみ就労実績を基準としている明確な理由を教えてくださいいただけますでしょうか？</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準につきましては、働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々な御意見を参考に、令和2年度から雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。</p> <p>あわせて、従来からの本市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を新たに設けました。</p> <p>利用調整基準につきましては、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。令和5年度以降の利用調整基準につきましては、現時点では改正の予定はございませんが、今回、〇〇様より頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお祈い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R5.4.28	R5.5.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	万博外周での歩行者の危険な通行違反について	<p>数年前から要望しています。</p> <p>万博外周の自転車道は歩道や車道と完全に分離されていて普通自転車以外通行できない、いわば高速道路の自転車版のはずですが、歩道が狭いためか歩行者、特にランナーが外周を走ることが多いです。バス車内から見ると自転車の間を走っていて目立つし、交通の面から大変危険です。</p> <p>GW中も毎日のようにランナーが自転車道を走っています。吹田警察は何をやっているのですか。</p> <p>違反取締りをしてください。車なら高速道路に歩行者が立ち入っているようなものですよ。もし高速道路に歩行者が立ち入れば110番通報を受けた警察官がすぐに歩行者の確保に向かうでしょう。</p> <p>吹田警察と連携して取り締まり、また大きな交差点付近には交通整理をする警備員もいるので交差点で歩行者は自転車道を歩かない、走らないよう警備員の方から注意をお願いします。</p> <p>ちなみに10年以上前からこの状況なので特に夜の場合歩行者との事故防止のため、私は車と一緒に車道を走っています。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.5.8	R5.5.8
14	中学校給食の振り込みシステムについて	<p>中学校給食の給食費の振り込みシステムがとても不便です。</p> <p>インターネットでも振込めるようにしてほしいです。</p> <p>教員委員会保健給食室に改善の予定はないか問い合わせましたが、ないとのことでした。</p> <p>スマホでインターネット振込み出来るのが当たり前の世の中で、なぜ改善する予定がないのかとても不思議です。なぜですか。</p> <p>共働き世帯が多いので、振込み用紙が届くのが遅くて給食を注文出来なかった時の負担はとても大きいと思います。改善を希望します。</p>	<p>本市では、給食申込みへの利便性の向上のため、平成25年(2013年)9月からインターネット申込みにおいて月1回の申込み締切りから、月の後半分を追加予約できる申込み日の追加設定を開始しました。また、平成30年(2018年)4月から卒業までの給食申込みが自動的に行われる継続一括予約申込みを開始しました。</p> <p>中学校給食の予約システムの利用に関して、様々なご要望を承っているところでございます。現時点では、給食費の納付先が給食調理等委託事業者であることと、給食予約システムを改修する必要があることから、インターネットでの給食費の振込みができない状況です。</p> <p>給食費の振込みにおきましては、中学校給食予約システム管理事業者や関係部局との調整を行いながら、インターネットでの振込みを含め、より利便性が図れるよう検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。</p>	保健給食室	R5.4.25	R5.5.9

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	のびのびプラザの利用手続きと安全性について	<p>のびのび子育てプラザの利用する際に、毎度フルネームと住所を記入しないと利用出来ません。子供の遊び場として頻繁に利用するのに、紙に鉛筆で毎回記入して入館する方式です。フルネームと地区名だけでも個人が特定される情報になり得ます。その後の管理や処分が徹底されているのかも不明です。児童センター(西児童センターや北千里)などでは、カードでの入館なので、カード方式に出来ないですか？</p> <p>相談窓口も併設しているのが理由であれば、子供の遊びの利用はカードで、その他は窓口以案内するでいいのではないかと思います。子供が乳幼児～未就学児の一定の時期ですが、頻繁に利用される方も多いため、とても不便に思います。</p> <p>また、同じくのびのびプラザで、一時保育で利用した際、お迎えで子供がすでに泣いていたので、理由を聞くと足を滑らせて後頭部を打ったということでした。歩き始めたばかりの幼児なので仕方ないとは思いましたが、そもそも一時保育する部屋の床が滑りやすく硬すぎだと思います。特に月齢がバラバラの子供が同時に小さい部屋にいるので、滑って転んでも大丈夫な安全な作りにした方が安心出来ると思います。今の時代、安価で簡単に撥水マットなど敷いたり、そういったことが出来るのにしないのは、誰のためなのか不思議に思います。同じように、ひろばの奥の赤ちゃんコーナーの床も硬くて滑りやすく、転んでる子を見かけます。危ないので、どうにかした方が良くと思います。安心して子育てする支援、子供のための場所と表記している場所なら、改善して欲しいです。</p>	<p>毎回の来館時、カードのご記入ありがとうございます。</p> <p>来館者カードに関しましては、当日、氏名等の記載以外にも利用される方の健康状態やご利用内容のご確認をさせていただいているものとなっています。コロナ禍においてはたくさんの項目の記入をお願いしていましたが、5月8日以降は不必要となる項目は削除し、簡素化してまいります。</p> <p>来館者カードの管理や処分に関しましては、本市規定に基づき、適切に保管及び廃棄を行っています。</p> <p>部屋の床につきましては、一時預かり保育の部屋とひろばの奥の赤ちゃんコーナーの床はコルクの床となっており、多少の衝撃は吸収する構造となっております。ござやマットを敷き詰めていた時もありましたが、赤ちゃんのよだれなど、衛生面において管理が難しく、元に戻したという経過がございます。</p>	のびのび子育てプラザ	R5.5.1	R5.5.10

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	続-16-2. 吹田市HP。4/21の「高齢者に3千円分のギフトカードを配付します」について、タイトルの改善提案他。	4/24投稿内容「3/29にも同じタイトルが掲出されており、また配布時期が5月下旬からであり、タイトルに配布時期を補記されたら、サイトを開かなくてもイメージができます」 4/28に市からの回答「タイトルについては、ホームページをスマートフォンで閲覧した場合にも見やすいよう、短く簡潔にしています。配付時期についてはページ内において太字及び赤字で強調して表示しています。」 1)⇒私には、高齢福祉室の回答は、詭弁のように思えます。 ・私のスマホは、今まで電話の通話用としていましたが、初めて吹田市のHPが見れるようにアイコンを設定してもらいました。 ⇒スマホでも、文字数が多くても十分に見れます。⇒添付画像参照 2)タイトル(4/21)が吹田市のHP(Top頁)の到着更新情報から、1週間ほどで削除されていました(4/29時点)。 ・これでは、高齢者の子供さんがゴールデンウィークに帰省された時に親と話をしようと思って居られた方は、「アレッ!、どうなったん…」と思われる。 3)広報課の方へ。このような状況の場合のHPのマニュアルでは、どのようになっていますか?	1)について 情報を正確にお伝えするため、タイトルは短く簡潔にし、詳細をページ内に掲載しているものとございます。 (担当:高齢福祉室)  2及び3について 到着更新情報につきましては、30日以内の到着情報を100件掲出する運用しており、掲出期間につきましては、到着更新情報の数により変動します。 到着更新情報に関して、マニュアルへの記載はございません。 (担当:広報課)	広報課、高齢福祉室	R5.5.1	R5.5.11
17	続-17. 吹田市HP。4/27の「関西大学北陽高等学校の2年生が施設見学に来られました」について、タイトルの改善提案。	タイトルでは、見学施設がどこなのか不明です。サイトを見ると、下水道部の施設の様です。 ・吹田市には、水道部、ごみ処理、運動、図書館、博物館…など色々な施設があります。具体的な見学施設名の記載をされると分かり易い。 ⇒[仮案]「関西大学北陽高等学校の2年生が〇〇下水処理施設の見学に来られました」 ・広報課へも供覧願います。	ご指摘いただいたタイトルについては「関西大学北陽高等学校が南吹田水再生センターの見学に来られました」に変更いたしました。これからも市ホームページなどを通じて、市民の皆様へ下水道に関する情報をお届けして参ります。	水再生室	R5.5.1	R5.5.11
18	大会場所の確保について	後援を受ければ市の主催共催と同じように大会や教室ができ、共催の教室と同じような3ヶ月毎の教室も可能であり、また、費用についても学校のグラウンドや体育館でNPO団体の事業の開催を市は認めていると聞いています。ある小学校では、1万円近い入会金や7000円ぐらいの月謝を徴収している教室が開催されていますが、NPOであれば同じように徴収して教室を行え、NPO以外の団体は教室を行えないという認識でよろしいでしょうか。	市後援については、場所の確保が必要なことから、スポーツ大会やイベント等での申請が主となり、長期に亘る教室については場所の確保が困難なことから、申請が難しい状況となっております。また、学校体育施設でのNPO団体の利用は認めておりますが、あくまでも校区住民を主体として構成された団体に御利用いただいております。学校ごとに組織されている学校体育施設開放運営委員会にて利用調整会議を行い、一般団体とNPO団体との区別はなく、利用日等を調整させていただいております。また、会費の徴収につきましては、NPO団体、一般団体ともに必要経費の徴収は認めております。御理解の程、よろしく願いいたします。	文化スポーツ推進室	R5.5.2	R5.5.11
19	府営住宅3棟での不審者について	5月10日17時35分頃、藤白台の府営住宅〇〇棟の集会所付近でたまに見る〇〇代ぐらいの〇〇の男がバットを手にして歩いていた。この男はこの棟に住んでいる住人でほぼ間違いない。 朝、エントランスの花壇で不審な行動をしていることあるので警察等の巡回をお願いします。 数年前は早朝に巡回していただきポストにパトロールしたとの紙が投函されていた。	本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.5.11	R5.5.11

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	図書館の従業員、態度が悪すぎる	吹田市立千里山・佐井寺図書館の従業員は態度が悪すぎます。特に2階のパソコン室、復元教室2を利用する際に、2階のデスクに座っている従業員のお年寄りの女性は態度がおかしい。彼女だけではなく、他の女性の従業員もおかしいです。過去にどんなトラウマがあったのかわかりませんが、ここではもう少しプロフェッショナルな態度と姿勢を見せてほしいものです。物を叩いたり、本当にわざとらしく大きな音を立てたりするのはいけないと思います。ここは図書館で僕はソフトウェアエンジニアの作業をしに来てますが、そんな従業員のおばあさん、おばさんにかまっている時間的な余裕はありませんし、義務もありませんが、この人たちは勘違いしていると思います。一応、市の従業員として私の母国、カナダでは「市民へのサービス精神」を重視してみんな働いていますが、この従業員は「自分が偉い、ここは私の場所」みたいな振る舞い方でとても残念です。とくに日本の年配の方は態度が悪いと思います。私たち、G8西洋の国々の出身者はみんなこういう意見を持っていますが、改善をおすすめします。日本の恥です。これでは周辺国に嫌われて、欧米諸国には馬鹿にされて当たり前です。もう少し、グローバルシチズンとして大人になってください。今のお年寄りは戦争を経験している人ではありませんので、文句を言わずに若者に対してもう少し遠慮するように心がけたほうが良いと思います。そうしないと醜いですし、多分優秀な日本の若者は継続的に海外に出てしまうでしょう。優秀な外国人はここには来ません。日本の経済・技術はすでにアジアで3位ですが、今以上に悪化するでしょう。これは今の日本のお年寄りがわがまますぎるのが原因の一つです。最低でも公共の場所の従業員はもう少し態度と姿勢の改善が必要だと思います。	このたびは、図書館の利用にあたって、不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。 当館では窓口等業務を民間事業者に委託しており、ご指摘いただいた内容について受託事業者に確認をいたしました。 ご指摘の女性につきましては、図書館利用者の方と思われ、当館としましても対応に苦慮しているところでございます。 利用者の皆様に気持ちよくご利用いただけるよう、見回りを強化させていただくとともに該当の方にはお声がけをしてみたいと思います。 職員の作業時に発生する音などにつきましても、より一層注意するよう周知してまいります。	中央図書館	R5.4.28	R5.5.12
21	続-18。吹田市HP。4/28の「みずほ銀行での窓口収納の終了について」の改善提案。	タイトルでは、「みずほ銀行」の記載がありますが、サイトを開くと「みずほ銀行」の記述が無くなり、「一部の金融機関での窓口収納の終了について」に変更されています。 1) サイトには、「なお、市税で地方税統一QRコードが付いた納付書(固定資産税及び軽自動車税)は、引き続き以下に記載の金融機関で納付できます。」の記載があり、 金融機関一覧には、「みずほ銀行各店舗」のみしか記載がありません。納付書には記載があるとありますが、勘違い・早とちりをされる懸念が…。 ※吹田市HP。4/28の「みずほ銀行での窓口収納の終了について」…のタイトルでは、QRコードが付いた納付書も受け付けて貰えない…事になります。 2) 今回の変更理由は、「みずほ銀行」の振込手数料の有料化が背景と思われる。 →会計室は、変更理由について、サイト内に補記されれば、市民は理解しやすい。 3) 広報課へも供覧願います。	御提案いただきましたホームページのサイト内の改善について、掲載内容を修正しました。 今後もより丁寧な情報発信に努めてまいりますので御理解いただきますよう、よろしく願います。	会計室	R5.5.1	R5.5.12

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	コロナ自主検査陽性が出席停止にならない件について	5月1日付けの吹田市教育委員会が出した文書において自主検査のコロナ陽性は欠席扱いであり医師による診断がないと出席停止扱いにならないので速やかに医師に診てもらうように書かれているが、小児科でもコロナ検査はしないので薬局で自分で検査キットを買うように書いているところもあり、どこでも検査してくれるわけではないし、これからは検査費用もかかる。また医師がコロナと診断したかどうかどうやって判断するのか？診断書でも取らせるのか？その場合の文書費用はかかり保護者にまた負担がかかる。また病院に連れていきコロナだと診察されたところで解熱剤しか出なかった。なんの意味があるのか。自己検査で検査キットで陽性が出ても出席停止扱いにすべきである。	吹田市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の取り扱いを、医師の診断を受けた場合としています。その理由は、「新型コロナウイルス感染症は、基礎疾患がないお子さんで発症時は軽症でも、状態が急に悪化することが一定数ある」と言われており、安全に療養を行っていただくために、医師から指示された療養期間を出席停止の期間としています。 自宅のできる検査キットには精度や信頼性が異なる様々な種類がありますので、自宅での検査をもって、医療機関で陽性と認められれば、再度の検査をしない場合もあります。 なお、新型コロナウイルス感染症による出席停止の取り扱いに関して、学校から診断書等の提出を求めることはありません。	保健給食室	R5.5.2	R5.5.15
23	続-20。吹田市HP。4/26の「吹田の景観展開催します」について、タイトルの改善提案。	このタイトルでは、いつ・どこで開催されるのか分かりません。市民が見に行ってみようか…のタイトルにされたら…。 ⇒[仮案]『吹田の景観展開催。6月1日～9日 吹田市役所正面玄関ロビー』 ・広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・サイトを開くと、日にちの表示が有りません。このサイト(最下段)の文責の部所の表記が有りません。 ・吹田市HP(Top頁)ー新着(イベント)ーイベント情報(期間イベント)に表示が有りません。 ⇒1か月余り先の開催。掲出の位置が日ごとに下に繰り下がり、市民の目に触れなくなってしまう。	「吹田の景観展」に関するホームページでの表示につきまして、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に準じ、表現を修正いたしました。	都市計画室	R5.5.8	R5.5.15
24	府営住宅の邪魔な手すりのせいで腰を壊しました	府営吹田藤白台住宅3棟の花壇前の手すりが邪魔。即刻撤去しろ。このせいで花壇の植木を持ち上げるのに手すりのバーが上にあって邪魔で中腰の無理な体制になるから上がらないと家族に言うとな怒鳴ったため、無理やり馬鹿力で持ちあげて腰を痛めた。 もし何かあったら治療費賠償しろ。こんなの邪魔なんだよ。階段の手すりだけで十分。花壇の前に邪魔な手すりなんてつけるな。こんなの誰も利用しない。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.5.15	R5.5.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	障がい福祉室における事務遅滞の放置と吹田市職員の職務怠慢について	<p>福祉部長 様 CC(障がい福祉室長様)</p> <p>まずは室長様、受給者証の発行遅滞について御回答ありがとうございます。</p> <p>さてこれまでの経緯を踏まえて福祉部長様へ下記の点をお聞きします。御回答ください。</p> <p>①今回の回答でも〇〇様より御回答いただいているとおり、障がい福祉室においては、受給者証の発行遅滞が昨年8月時点で発生していることについて認識されているにも関わらず、現時点においても具体的な期限や見通しを立てられないとのこと。今年の2月にも同様の事務遅滞が発生させられております。市民に直接関係する事務の遅滞は何においても優先度が高いものと考えますが、貴部ではいかがお考えでしょうか？そのうえで今回の障がい福祉の事務遅滞をどのように受け止めておられますか？</p> <p>②事務遅滞の数については、把握されていないと認識していますが、一方で職員に口頭で25回も注意する事案が発生しているとのこと。個人の感想としてはあり得ないことだと思いますが、そのような職員をケースワーカーとして配置しながら、まともに育成・指導もできていない事態をどのようにお考えになりますか？また、今後はどのように改善されていく予定なのか、ご教示ください。</p> <p>③今回の御回答で、運用を厳しくすると支払いに影響がでると御回答いただいています。貴市の男性ケースワーカーからは、「受給者証は決裁中で遅れている。しかし請求は通るから問題ない」と御回答いただいた経緯があります。今回の御回答が貴市としての回答ということであればケースワーカーの男性が嘘をついていたのでしょうか？請求は通るから、受給者証の遅滞をそこまで大きな問題ではないというのが彼の説明でしたがそれも嘘ですか？貴市として、どちらが正しい回答なのかご教示ください。</p> <p>こちらは回答者を控えていますので、個人を特定して話すことも可能ですが、あまりそういうことはしたくありません。しかし、もしこれがこれまでの貴市の職員の対応としてまかり通っていたなら大きな問題と考えます。</p> <p>これまでも何度も注意させていただいていますが、貴市の障がい福祉室のケースワーカーについては資質がないと言わざるを得ないでしょう。これまでの対応からもずっと憤りを感じております。</p> <p>半年以上も事務遅滞を放置されている障がい福祉室のみでは改善が困難であることが明らかになった今回の事務遅滞と職員の対応について福祉部長に回答を求めます。</p> <p>これまでの私の公務員としての経験から言わせていただくと貴市のケースワーカーには責任感が全くありません。職員の資質を鑑みて配置するなり、人事異動なりで、職員の質を向上させないと、今回の受給者証の事務に限らず、“必ず”大きなミスが起こると危惧されます。貴市の発展とこれからの障がい福祉行政のさらなる活躍を祈りこまでとさせていただきます。</p> <p>御回答お待ちしております。</p>	<p>まず、事務遅滞についての本市の受け止め方についてでございますが、先に送付致しました令和5年5月2日付の文書でお示したとおりでございます。</p> <p>次に、職員の育成・指導につきましては、先に送付致しました令和5年3月31日付文書及び令和5年4月17日付文書でお示したとおりでございます。</p> <p>次に、先に送付致しました令和5年5月2日付文書における「ひいては事業者様の支払いまで影響する恐れがある」という部分に対する御質問でございますが、本市が申請の提出期限を設け、厳格に運用致しますと、翌月の支給決定ができず、利用者のサービスの継続ができない事態となることから、事業者様への支払いに影響が出る旨を御説明差し上げたものでございますので、本市の職員が申し上げたとされる「受給者証は決裁中で遅れている。しかし請求は通るから問題ない。」という説明と矛盾するものではないと認識しております。本市の職員を特定してのお話が可能ということでしたら、今後の職員の育成・指導に役立つものでございますので、御教示いただければ幸いです。</p> <p>なお、本件の回答者に福祉部長を指名しておられますが、先に送付致しました令和5年3月17日付文書にお示したとおりでございます。頂きました御指摘の点につきましては、福祉部長に報告し情報共有を行いながら業務改善を進めております。</p>	障がい福祉室	R5.5.8	R5.5.22
26	続-10-2.吹田市HP.4/14の「大阪大学との医療連携」改善提案	<p>4月16日の投稿で、広報課の方への疑問です。</p> <p>・4/16-投稿内容。「広報課の方へ。このタイトルはサイトの内容とアンマッチ。」</p> <p>・4/28-広報課の回答。「(前略)ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。」</p> <p>⇒サイトのこども発達支援センターの4/28の回答は「いただいた御意見を踏まえ、サイトの内容を修正いたしました。」</p> <p>※「修正いたしました。」の記述があるのに、広報課の回答は「記載をしています。」であり、こども発達支援センターの回答と整合性が有りません。</p> <p>・サイトのタイトルおよび内容は、4/19に修正されましたが、吹田市HPの“新着情報”の4/19には、タイトルが掲出されていません。加えて4/14に掲出されていたタイトルが削除されています。</p> <p>⇒修正された内容が市民の目に触れないのは、もったいないです。</p> <p>⇒内容が修正された場合について、マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。</p>	<p>1つ目の御指摘について</p> <p>4月28日付けの回答は、HP掲載に関するマニュアルに対する御意見について、広報課として回答させていただいたものでございます。今後とも、いただいた御意見を参考にガイドラインの充実を図ってまいります。(担当:広報課)</p> <p>2つ目の御指摘について</p> <p>新着情報に表示があれば市民の皆様への閲覧のきっかけになると思いますので、該当ページを再度更新し、新着情報に表示を行いました(内容の修正は行っていません。)</p> <p>今後とも、市民の皆様への適切な情報発信を心がけてまいります。貴重な御意見ありがとうございます。(担当:こども発達支援センター)</p>	広報課、こども発達支援センター	R5.5.8	R5.5.22

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	<p>続-13-2. 吹田市HP「北千里市民体育館の臨時休館」の改善提案</p>	<p>【A】5月3日夕刻に北千里市民体育館の指定管理者(ミズノ)のサイトをクリックするも、エラー表示で内容を見る事が出来ませんでした。⇒20時過ぎには回復されていました。 ⇒添付画像1参照願う。(エラー画面) Q1:文化スポーツ推進室は、上記の不具合発生について指定管理者(ミズノ)から報告を受けておられますでしょうか。 ⇒このようなトラブル発生時には、利用者に何らかの周知が(例:吹田市のHPで)必要だと思います。また復旧したのであれば、指定管理者のサイトの冒頭に状況報告が必要。 【B】4月23日投稿で、5月2日に回答を頂いていますが、疑問点があります。 ・4/23投稿。「指定管理者(ミズノ)のサイトを見ると、重要なお知らせには、選挙による臨時休館の記載がありません。 [ミズノのサイト] ・4月16日:停電のため、4月24日まで休館致します。 ・4月20日:停電の復旧作業が完了いたしました。4月21日より再開致します。 ※上記2件のタイトルには、選挙に伴う開票作業による、4月22日(土曜)から4月24日の休館の記載が無く、市民は分かりません。 ⇒添付画像参照。北千里体育館休館。左:市HP。右:ミズノHP ・5/2.文化スポーツ推進室の回答。「システム上ページのタイトル等のみの掲載となり、タイトル等をクリックしていただくページが開き、具体的な内容や詳細をご覧いただけるようになっております。 Q2:「システム上ページのタイトル等のみの掲載」の“システム上”の意味を教えてください。個人的には、ミズノのHPであることから、文字数の制限は無い…と考えられ、選挙に伴う休館の追加表記は可能と考えます。 ・「タイトル等をクリックしていただく具体的な内容や詳細をご覧いただけるようになっております。」 ⇒市民の皆さんは、まずタイトルで判断をされ、クリックして選挙に伴う休館日の確認をされる方は、少ないと思います。 ⇒[仮案]「選挙に伴う休館日を別タイトルで掲出されれば」良かった…と思います。 【C】市民体育館の施設情報に、“山田市民体育館”が2件表示されています。⇒整理・統合されたら市民は2カ所も開かなくて良いです。 【D】広報課の方へ。吹田市の公共施設の管理を多くの指定管理者が行っていますが、指定管理者のHPのタイトル表現について、契約時にどのように指示されていますか。それは口頭ですか、それとも書面(マニュアル)ですか。  ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>【A】について Q1の指定管理者(ミズノ)のサイト上でのエラーにつきましては、5月3日の16時頃から18時頃にサイトへのアクセス数が増えたことにより、サーバーが繋がりにくくなったものと確認しております。 また、今後、サーバーのグレードアップを検討すると報告を受けております。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>【B】について Q2の今回の指定管理者(ミズノ)のホームページの「重要なお知らせ」や「新着情報」の体裁は、ミズノ全体で定めている文章の体裁やレイアウトに基づき運用しております。そのため、タイトルをクリックしていただくことで詳細を見ていただくという構成となります。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>【C】について Q3につきましては、吹田市のホームページ上の山田市民体育館の施設情報は1件のみが表示されるように修正させていただきました。御不便おかけし申し訳ございません。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>【D】について 契約時において、HPのタイトル表現については確認をしておりません。タイトル含めHP上の表現については、HP掲載時に担当部局において適宜判断しているものです。 (担当:広報課)</p>	<p>広報課、文化スポーツ推進室</p>	<p>R5.5.8</p>	<p>R5.5.22</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	<p>続-19。吹田市HP。4/28の『出産・子育て応援事業』について、タイトルの改善提案。</p>	<p>1)タイトルでは、事業の説明・紹介なのか、具体的な支援内容を補記されれば、分かり易い。          ⇒[仮案]『出産・子育て応援事業(「伴走型相談支援」「経済的支援)』』          2)このタイトルは、過去に4/1、4/5、4/13にも掲出されていますが、サイトを開くと“更新日 2023年4月28日”の記載があります。          ⇒“更新”…と言うのは、内容に変更が有り、新しくなった…事と理解しています。          ⇒サイトの内容に変更が無ければ、“再周知”が適切だと思います。加えていつ時点の情報なのか、並記が必要。          ⇒“更新”の場合は、新しいサイトの冒頭に「変更・追加内容」の欄を設けて変更点の概要の記載が必要。利用者の視点でのHPづくりを要望します。          3)広報課の方へ          ※他のサイトでは、内容変更による更新されているものがあり、“更新”と“再周知”が混在している吹田市のHPは、企業・事業所・市民の方は、変更箇所のチェックを全ページする必要が有ります。これは企業・事業所・市民の方の時間の不利益になり、またチェック漏れの場合による損害発生の可能性が生じます。          昨年9月に今回の件のような事を含めて数十件の投稿をしており、中々改善が見られません。速やかな取組をお願いします。</p>	<p>1)及び2)について          ホームページの内容につきましては、タイトルも含め簡潔で明瞭なものになるよう心掛けております。          いただきました御意見も参考に、今後とも市民の皆様にとって分かりやすい表記となるよう努めてまいります。          (担当:母子保健課)</p> <p>3)について          新着、更新情報の表示については、初めて公開する内容については「新着」、既存ページの更新については「更新」とする運用としております。更新時においては、掲載内容に応じて変更箇所がわかるようにする等の工夫をし、わかりやすいページ運営に努めております。          昨年10月のHPリニューアルにより仕様等の改善を進めておりますが、引き続きいただいた御意見を参考に取り組んでまいります。          (担当:広報課)</p>	<p>広報課、母子保健課</p>	<p>R5.5.8</p>	<p>R5.5.22</p>
29	<p>続-21。吹田市HP。5/8の『市役所(本庁舎)駐車場の混雑緩和について』について、タイトルの改善提案。</p>	<p>このタイトルでは、現状でも駐車場への入場待ちの車が50m~80m渋滞を見かけます。⇒緩和策を講じていただける…と、早や合点してしまいました。          ⇒[仮案]『市役所本庁舎改修工事(令和5年5月~令和7年6月)のため駐車場の混雑予想。公共交通機関のご利用を』          Q1;現状でも渋滞がよく見られます。市役所に用事の無い方の車の通り抜け(メシアター方面、片側1車線(交互通行))の交通整理のためのガードマンの配置はされているのでしょうか。          Q2;吹田市HPの“市役所 本庁舎案内図”に“低層棟1階、仮設棟”が図示されていません。速やかに修正願います。</p>	<p>市ホームページに掲載している『市役所(本庁舎)駐車場の混雑緩和について』につきましては、より分かりやすい表示となるよう、市ホームページのトップページ内『大切なお知らせ』に『市役所(本庁舎)駐車場の混雑緩和にご協力お願いします』と見出しを表示し、リンク先の『吹田市役所へのアクセス・駐車場案内』ページにて、駐車場の混雑緩和への御協力をお願いする内容をお示ししております。          市役所の前面道路にて渋滞が発生した際には、車両等が安全に通行できるよう、警備員間で連携をとりながら車両の誘導を行っております。          市ホームページに掲載している『市役所本庁舎案内図』につきまして、図の修正に時間がかかり、申し訳ございませんでした。当該ページにつきましては、現在は仮設棟の表記がされたものを公開済みでございます。</p>	<p>総務室</p>	<p>R5.5.9</p>	<p>R5.5.23</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	千里南公園の園路がバリアフリーになっていない2	<p>4月4日に頂いた回答への再質問です。</p> <p>●南千里公園の園路について                      &gt;千里南公園のカフェレストラン(飲食店)は特定公園施設に該当しないこともあり、建築時には園路のバリアフリーまでは至らなかったものです。                      カフェを設置するスペースを確保するために園路を工事し、進路を曲げています。これは園路の改築に当たります。園路は特定公園施設です。従って、園路をバリアフリーにする義務がありました。                      この解釈についてご見解をお聞かせください。</p> <p>●バリアフリーより遊具の更新を優先する理由                      &gt;遊具の更新以外には、園路を含め改築を行っているものが少ないため、基準に適合していない公園が数多く存在                      遊具の更新は義務でも努力義務でもない筈です(劣化して安全性に問題があるなら撤去すればよいことです)。カフェの設置も同様です。                      努力義務であるバリアフリーよりも、義務でも努力義務でもない遊具の更新・カフェの設置を優先する法的根拠をお示してください。</p> <p>●ガイドラインが策定されたのは2008年                      &gt;令和4年に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が改定されたことも受け、現在、基準やガイドラインの適合状況等を調査しているところです。                      園路に対するバリアフリーの義務・努力義務は、2008年に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が策定されたときから特に変わっておりません。                      つまり吹田市は15年間、公園のバリアフリーの状況を調査してこなかったということでしょうか。であればそれは何故でしょうか。</p>	<p>1.園路工事は園路の一部区間ではありますが、バリアフリーの義務がある園路の改築であったと解釈することは、可能であったかもしれません。</p> <p>2.遊具更新、カフェ設置及びバリアフリーは、それぞれ個別の課題であり、法的根拠により優先順位が決まるものではないと考えます。なお、園路を含めた公園施設の管理において、遊具は予防保全的な管理をする必要があるものですが、遊具更新の補助金交付の条件として、既存遊具の撤去と更新遊具の設置を合わせて行う必要があり、撤去のみを先行していないものです。</p> <p>3.これまで調査を行ってこなかった理由があるわけではございません。しかし、バリアフリーも特定公園施設の新設、増築又は改築を行うときには基準に適合させる義務がありますが、義務が発生するまで待つのではなく、バリアフリーのための改築を進めていくため、今回バリアフリー状況調査を実施したものです。</p>	公園みどり室	R5.5.10	R5.5.23
31	目俣体育館から末広公園に続く遊歩道の雑草について	<p>ここ数年、この時期になると毎年2メートル級の雑草が植えられる様になり虫被害、通るのも不快、見通しが悪く自転車や歩行者が曲がって入ってくる時など全然見えないので危険。家にもたくさん虫や蚊が入ってくるようになった。雑草を無くして欲しい。</p>	<p>当該箇所につきましては、市民の皆様方と協働で公園を維持管理していくためのボランティア(緑あふれる未来サポーター)制度に基づいて、市民の方に清掃・除草・花壇管理活動等を実施していただいているものでございます。</p> <p>2メートル級の雑草と記載いただいている植物は、タチアオイという花であり、サポーターの方が植えたものです。現地確認したところ、たしかに視認性については、支障があると判断したため、出入口付近(1mくらい)は視認性を確保するため、植えない、もしくは背丈を短く剪定するよう依頼したところでございます。</p> <p>また、虫や蚊については、この草花が起因するものとも言いきれませんが、同じくご要望を頂いている旨をサポーターの方に申し添えたものでございます。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</p>	公園みどり室	R5.5.17	R5.5.23

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	返信頂いた件について	<p>香害の件で、大阪府教育庁 教育振興室保健体育課様からお返事頂きありがとうございました。お返事の後半で、「また、市町村教育委員会の担当者に対し、直接伝える機会を捉え、子どもたちだけでなく保護者に対しても、柔軟剤などの使用にあたり、周りの方への配慮を心掛けるよう、周知しております。」とありますが、先週私が園長先生にご相談した際(去年の12月頃から段階的にご相談しています)、柔軟剤や洗剤メーカーにお勤めの方もおられるかもしれないので保護者の方へはハッキリとは言えないという旨の返事をもらい、モヤモヤしました。</p> <p>国作成のポスターは園内に貼って頂いていますが、園から踏み込んだ周知は出来ないけど、例えば私個人が保護者の方々へ周知のチラシなどを配るのはオッケーとのこと。</p> <p>「子どもたちだけでなく保護者に対しても柔軟剤などの使用にあたり周りの方への配慮を心掛けるよう周知しております」という部分ですが、市町村長教育委員会の担当の方へ伝えてくださったあとは、教育委員会のほうから近々各園や各学校へこれから伝えて頂けるということでしょうか？(欲を言えば役所や病院などへも周知して頂きたいくらいです。)</p> <p>近隣の小学校の横を通過しただけで教室のあたりは強い香料が漂っていますし、私の子が通う幼稚園も教室の窓から5メートルほど離れた屋外でも強い香料が流れてきます。</p> <p>持ち物に他の園児の香料や抗菌剤などが移って、1〜2週間本当に何をやっても取れず一番酷かったサブバッグは洪水処分したほどです。幼稚園に相談して、娘の持ち物だけ皆とは別の場所で保管して頂くことになったのですが一週間後持ち帰ってみると移香が殆んど減って洗濯が楽になりました。(それでもゼロではありませんでしたが、)</p> <p>ただ一緒に保管しているだけで強烈に移って取れない成分が本当に恐ろしいです。</p> <p>以前通っていた大阪市の保育園では、ジップロックを二重にしても中の洋服は香料まみれで愕然としました…</p> <p>常識的に香水はNGなのに、更に強烈な柔軟剤や洗剤や抗菌剤の香料は個人の自由のような感覚はおかしいと思います！</p> <p>12週間香りが続くなどの製品もあるので、それで毎日洗濯していたら上塗りを重ねるので何年も香り続けることになりますよね、</p> <p>キャップ一杯に一個もものマイクロカプセルが入っていると自慢げに宣伝しているメーカーもあります。それが空気中や排水にも放出され使用していない人まで巻き込んでいます。ホルムアルデヒドも放出していますし本当に恐ろしいです。</p> <p>私自身もパートなどしたくても、どこも人工的な香料で溢れているので探せずにいます。自宅の窓さえも自由に開けられないくらいに辛いです。</p> <p>他人が使用する香料のせいで体調が悪くなるので働きたくても働けない・行きたくても学校や園の教室に入れないという人たちも多くいて、年々増えているそうなので深刻に捉えて頂き、改めて各園や各学校など広く強く周知してほしいです。</p> <p>先日朝日新聞の朝刊にも香害の特集を載せてくださったそうなので、機会がありましたら目を通して頂きたいです。</p> <p>お忙しいなか申し訳ありませんが、何卒よろしくお願い致します！！</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.5.23	R5.5.23
33	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>5月3日19時20分頃、ピアノ池付近の制限30キロの市道の歩道で中国語を話していたことから、おそらく中国人で20〜30代くらいの若い男女が歩いており、女の連れの男が歩きタバコをしていた(夫婦か?)。</p> <p>証拠動画を撮ろうとスマホを構えると女が警戒したため連れの男による暴行事件に発展する可能性も考え、動画は撮れなかった。</p> <p>警戒していたことからやましいことをしていたことは認識していたはずだ。</p> <p>初めての外国人による違法喫煙の案件だ。1丁目の一時停止の交差点の方向から来たのでおそらく府営11棟などの人間と思われる。</p> <p>府営住宅の住人の中で中国籍の人間の照合をし、直接注意をお願いします。</p>	<p>御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.5.8	R5.5.24

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	北千里駅周辺での歩きタバコについて	5月10日17時50分頃、北千里駅の宝くじ売り場付近でタバコのおいがした。 これは誰かが歩きタバコをしている証拠だ。しかし当該人物を探しても見つからなかった。 当該宝くじ売り場やオリジン付近にはいつも清掃活動中にタバコの吸い殻が落ちているので重点的に巡回お願いします。	御指摘の場所につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.5.11	R5.5.24
35	続-23. 吹田市HP。5/12の『レ・シルフィード_ラレ・シルフィード_ライモンダ第3幕「結婚式の場」(吹田市民劇場)』について、タイトルの改善提案他。	個人的には、このタイトルからは、市民団体が何かの発表会かな?と 思っていました。何時・どこで・何をされるのか分かりません。市民が 観に行ってみようか…のタイトルにされたら…。 ⇒[仮案]『レ・シルフィード_ラレ・シルフィード_ライモンダ第3幕「結婚式 の場」(パレエ公演。メイシアター5月28日。有料)』 ・サイトを見ると、パレエの公演でチケットの値段がS席が6,000円の表 示。これって…文化スポーツ推進室が吹田市のHPで営業行為のように 思えてしまいます。吹田市のHPをよく見ますが、今回のようなイベントの 紹介は初めてのような気がします。 ⇒広報課の方に「吹田市のHPのマニュアルに“営業行為?”について のルールの有無を教えてください。 ・メイシアターのHPには、数多くのイベント内容も記載されており、また会 員になればイベントの案内の情報提供があると思われます。文化スポー ツ推進室は吹田市HPに掲載された目的を教えてくださいませんか。 また吹田市内にはパレエ教室が泉町・垂水町・片山町を始めとして20 ヶ所以上有ります。生徒さんもよく見かけます。文化スポーツ推進室は、 一般の団体が吹田市HPへの掲出の依頼はどうすれば良いのでしょうか。	タイトル改善について イベントカレンダーのタイトルをクリックしていただければ、開催場所や 有料・無料の別等の詳細情報が閲覧できるようになっておりますので、タ イトルに詳細を記載する予定はございません。 (担当:文化スポーツ推進室)  掲載事項のルールについて イベントの掲載については吹田市をはじめ、吹田市に關係する行政機 関が主催、共催するイベントを掲載しております。 (担当:広報課)  イベント情報掲載目的について 市民劇場(鑑賞型事業)につきましては、本市の委託事業となっております。 文化をすべての市民に広げることを目的に、いつでも、だれでも、 どんな時も文化芸術に触れることができる機会を提供するため、市の ホームページがリニューアルされイベントカレンダーができたことに伴 い、普段、あまり文化芸術に関心を持っていない方にも情報発信と関心 が深まるよう、吹田市文化会館のホームページでの周知に加え、本市の 主催・共催するイベント等については市のホームページで告知するよう にしております。 (担当:文化スポーツ推進室)  一般団体からのHP掲載依頼について 市のホームページにおいて、一般(任意)団体の依頼によるイベント等 の告知等は行なっておりません。 (担当:文化スポーツ推進室)	広報課、文化ス ポーツ推進室	R5.5.15	R5.5.25

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
36	続-24. 吹田市HP。5/12の『市民グループ等の自主企画を支援します』について、タイトルの改善提案他。	<p>個人的には、このタイトルからは、“自主企画”の内容のイメージが浮かびません。</p> <p>・男女共同参画センターのサイトを見ると、「市民グループや事業所が、自主的に企画する男女共同参画に関する研修会及び勉強会、又は市民を対象に行う講座などの取組を支援します。」 ⇒[仮案]『市民グループ・事業所が実施する男女共同参画をテーマにした研修会、または講座の自主企画を支援。締切日;6月30日(金)』</p> <p>・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。</p> <p>・タイトルに具体性が無いと、サイトを見られた市民の“ガッカリ感”の予感が…。その内、“オオカミ少年”のように吹田市のHPを閲覧されない市民の増加の懸念…。</p> <p>・広報課の方へ。このタイトルを見て、今後どのようにされますか？</p>	<p>当該ページへの御指摘について 貴重な御意見ありがとうございます。 具体的なページタイトルにするためにお知らせしたいことを全て盛り込むとタイトルが長くなりすぎることから、簡潔なタイトルにしております。 しかしながら、おっしゃるとおり、関心を持ってアクセスした結果、思っていた内容と異なるという状況では、利用しにくいホームページとなってしまいます。 「男女共同参画に関する」という言葉をタイトルに盛り込むなど、ページの内容を推測しやすい具体的なタイトルになるよう検討します。 (担当:男女共同参画センター)</p> <p>今後の対応について タイトルにつきましては発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。今後につきましても同様に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	広報課、男女共同参画センター	R5.5.15	R5.5.25
37	続-26. 吹田市HP。5/16の『令和4年度第3回吹田市環境影響評価審査会』について、タイトルの改善提案他。	<p>・環境政策室のサイトを見ると、「会議結果」であり、実態に即したタイトルにされたら分かり易いです。 ⇒[仮案]『令和4年度第3回 吹田市環境影響評価審査会(会議結果報告)』</p> <p>【参考】</p> <p>・別の部所が3月28日に「令和4年度第4回吹田市〇〇検討会議の開催について」を掲出されましたが、開催日が、2023年5月23日の記述が有る事から、新年度の行事だと分かりました。 ⇒A「会議開催日が令和5年度のためタイトルの元号を令和5年度に修正します」の回答を頂きました。</p> <p>※このような事も有る事から、タイトルの表記には、留意を願います。</p> <p>・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。</p> <p>・広報課の方へ。このタイトルを見て、今後どのようにされますか？</p>	<p>当該ページへの御指摘について 御指摘ありがとうございます。 ホームページの新着更新情報の通知には、「令和4年度第3回 影響評価審査会 会議録を掲載しました」と掲載するよう変更しました。 今後、新着更新情報にはページタイトルだけではなく、公開更新する内容がわかるような通知を掲載するよういたします。 (担当:環境政策室)</p> <p>今後の対応について タイトルの今後につきましては、他のタイトルについての回答と同様となります。 (担当:広報課)</p>	広報課、環境政策室	R5.5.17	R5.5.25
38	吹田市留守家庭児童育成室学童の室内環境について	<p>吹田市留守家庭児童育成室すずらん(古江台小の学童)にお世話になっています。</p> <p>先日、クラス懇談があり室内に初めて入ったのですが 畳のカビがかなり酷く(ほぼほぼ真っ黒になっているものもあり)かなり不衛生のように感じました。</p> <p>児童、指導員の方に健康被害が出る前に早急に畳の張り替えをお願いしたいです。</p> <p>育成室の室内環境に目を向けていただけたら幸いです。よろしく願いいたします。</p>	<p>留守家庭児童育成室の設備、備品につきましては、各留守家庭児童育成室での損耗の状況を踏まえながら、限られた予算の中で随時修繕や交換等を行っております。</p> <p>御指摘いただいた畳につきましては、確認したところ、カビは確認されませんが、汚れが顕著にみられるものや傷んでいるものについて、一部表替えを行う予定です。</p>	放課後子ども育成室	R5.5.15	R5.5.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39	続-22. 吹田市HP. 5/12の『憲法制定記念パネル展』について、タイトルの改善提案他。	<p>このタイトルでは、いつ・どこで開催されるのかわかりません。市民が見に行ってみようか…のタイトルにされたら…。</p> <p>⇒[仮案]『憲法制定記念パネル展。5月15日～19日 本庁舎正面玄関ロビー』</p> <p>・タイトルについて: 広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。</p> <p>・人権政策室の方へ。サイト内に「市役所本庁舎改修工事(令和5年5月～令和7年6月)のため駐車場の混雑予想。車での来庁はご遠慮願います。」の補記をされたら良いかと思えます。</p> <p>・市役所(本庁舎)のロビーの管理部署の方へ。 ロビーの使用許可の時に申請者に対して、サイト内に前記の「車での来庁はご遠慮願います。」の補記のアドバイスをされたら良いと思えます。</p>	<p>ホームページの記載事項について 御意見ありがとうございます。 今後わかりやすいホームページの作成に努めてまいります。 (担当: 人権政策室)</p> <p>ロビーの使用許可について 市役所各室課に対して、本庁舎においてイベント等を実施する際には、周知用のチラシやHP等に「本庁舎改修工事により駐車場の混雑が予想されるため、来庁時はできるだけ公共交通機関の利用をお願いします。」という旨を、事前に周知を行うよう、依頼してまいります。 (担当: 総務室)</p>	総務室、人権政策室	R5.5.15	R5.5.26
40	保育園の入園に関する加点について	<p>保育士が子どもを保育園に入園させる場合の加点についてです。 3歳から入園する場合、保育士の子どもには12点、認可外に半年以上通っていた場合でも14点しかつきません。 しかし小規模保育園から、3歳からも通える園に転園する場合は16点ももらえます。 子どもを預けて働こうと思いますが、保育園に通わせられないと難しいです。 点数がいくらなんでも低すぎるのではないのでしょうか。 昨年度の3歳児の子が最低でも入れた点数を見たら98点、108点と高すぎです。 フルタイムで両親が働いても80点。プラス保育士で92点…足りません。 お隣の茨木市では保育士の子どもは最優先で入れるようです。真似してみたらいかがでしょうか。 そして保育士の補助金制度を始められたみたいですが、こちらの点数制度を改善されるのが先ではないのでしょうか。</p>	<p>保育士確保策の一環として、平成29年度から保育所等利用申し込みにおいて、保護者が吹田市内の保育所等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である場合、利用調整基準に加点を設け、優先的に利用できるよう設定いたしております。同加点につきましては、近隣市の状況や本市利用調整基準上の他の指数との均衡も図り、設定したものです。利用調整基準の内容や指数の在り方につきましては、その時々々の社会情勢などに鑑み、必要に応じて改正する必要があると認識いたしております。</p> <p>今回の保育士加点に係る御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整の実現に向け、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R5.5.15	R5.5.26
41	続-25. 吹田市HP. 5/15の『保護者向け支援』について、タイトルの改善提案他。	<p>個人的には、このタイトルからは、“保護者”の対象者のイメージが浮かびません。保護者には、幼稚園児～小学生～中学生などの親御さんが居られます。また支援内容がわかりません。</p> <p>・子ども発達支援センターのサイトを見ると、『4-5歳児向け「ことばの相談会」』の記述が。 ⇒[仮案]『4-5歳児の保護者向け「ことばの相談会」。要申込』</p> <p>・タイトルについて: 広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。</p> <p>・多くの保護者の方が、タイトルをクリックして、関係が無い…と思われる時に、吹田市の行政の能力についてどのように判断されるかと思っておられるのでしょうか？</p> <p>・吹田市の子育て世代の2歳児～中学生は、何人か把握しておられますか？また吹田市の共働き世帯(50歳以下)の共働き率は概算でどの位と考えて居られますか？</p> <p>・広報課の方へ。このタイトルを見て、今後どのようにされますか？</p>	<p>当該ページへの御指摘について 「保護者向け支援」のページにつきましては、内容が多岐にわたり、ページタイトルのみで全ての取組をお伝えすることは難しいため、ページの先頭部分に概要欄を設け、当該ページで紹介している取組を簡潔にお伝えすることとしました。今後わかりやすい表記に努めてまいります。</p> <p>なお、2歳児～中学生の数及び共働き世帯(50歳以下)の共働き率につきましては、現在把握しておりません。 (担当: 子ども発達支援センター)</p> <p>今後の対応について タイトルの今後につきましては、他のタイトルについての回答と同様となります。 (担当: 広報課)</p>	広報課、子ども発達支援センター	R5.5.16	R5.5.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
42	土曜日の市民課作業について	<p>土曜日に市役所で転入の手続きを行なって頂きましたが、住民票の移動しか行えませんでした。                      転入に付随する、マイナンバーカードの住所変更、印鑑登録、住民票の紙出しは当日に出来ません。                      マイナンバーカードの住所変更、住民票の紙出しは月曜以降。                      印鑑登録は元々平日にしか出来ない。                      以前の市では全て毎週土曜日に対応が可能でした。                      何のために第2、第4土曜日の対応を行なっているのでしょうか。                      結局、平日にしかやり切れないですね。                      引越して一番最初に住民サービスを受ける、転入手続きのサービスが悪いと吹田市の印象悪いです。</p>	<p>ご指摘のとおり、吹田市の土曜コーナーにおいては他市が開庁しておらず、手続き上必要な事項が確認できないことなどから一部業務が対応できず、ご不便をおかけしている実情がございます。                      本市としまして、市民の皆様の利便性を向上させることは重要であると考えておりますので、〇〇様のご意見も踏まえ、土曜コーナーを含めた窓口の利便性向上の可能性について、近隣市の状況も確認しつつ引き続き調査・研究してまいります。                      このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。                      今後とも本市政についてご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	市民課	R5.5.15	R5.5.29
43	続-16-3。吹田市HP。4/21の「高齢者に3千円分のギフトカードを配付します」について、タイトルの改善提案他。	<p>4/24投稿内容「3/29にも同じタイトルが掲出されており、また配布時期が5月下旬からであり、タイトルに配布時期を補記されたら、サイトを開かなくてもイメージができます」                      ⇒[仮案]「高齢者に3千円分のギフトカードを5月下旬から6月上旬に順次発送します」                      5/11-高齢福祉室からの回答「情報を正確にお伝えするため、タイトルは短く簡潔にし、詳細をページ内に掲載しているものとさせていただきます。」                      【広報課の方へ】                      1)吹田市HP(Top頁)の“新着情報一覧”で、他の部局のタイトルには、日にちが補記されているものが有り、サイトを開かなくてもイメージができます。                      ・市民目線で見た場合、タイトルの表現で部局により異なる場合、吹田市としての統一性が無く、吹田市にはHPIに関するマニュアルがないのでは?…思えてしまいます。                      ・マニュアルには、タイトルの表現について“具体例(いつ・どこで・予約の要否など)”の記載が無いのでしょうか?                      ⇒無ければ、“具体例(いつ・どこで・予約の要否など)”の記載をして周知して頂ければ、統一されて見やすくなると思います。                      ※私は、豊中市のHPも時々見ますが、個人的にはタイトルに日にちが補記されており分かり易く、セミナーにも参加します。                      ⇒添付画像。豊中市新着情報一覧                      2)4/24投稿内容「タイトル(4/21付け)が吹田市のHP(Top頁)の新着更新情報から、1週間ほどで削除されていました(4/29時点)。」                      ・5/11-高齢福祉室からの回答には削除理由の説明が有りませんでした。                      ⇒添付ファイル-1参照。4/27~[4/21掲出]~4/12                      ⇒添付ファイル-2参照。5/1~[4/21削除]~4/19                      ・5/1時点の“新着情報一覧”には、広報課の回答の“100件”以内であるにも関わらず、高齢福祉室はタイトルを削除をされており、市民の目に触れなくなっていました。                      ・このように、HPIに掲出がされ、1週間ほどで削除された場合には、市民は「あれっ・何っ。取り消されたのか?」と思われる方がおられるかもしれません。                      ⇒このような状況の場合のHPのマニュアルでは、どのようになっていますか?。HPIに掲出後の削除についてのルールが無ければ、充実化を願います。                      ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について                      タイトルにつきましては発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。今後につきましても同様に努めてまいります。                      2)について                      HPの掲出後の取り扱いについては、発信した内容や今後発信する内容に応じて管理しており、新着情報に掲出するのは必要に応じて行っております。いただいたご意見を参考にガイドラインの充実に努めてまいります。</p>	広報課	R5.5.15	R5.5.29

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
44	後藤 圭二 吹田市長様へ 吹田市長に就任の「所信表明」のメッセージをお願い致します。	第22代吹田市長 後藤 圭二 様 4月23日の選挙による当選で3期目の5月14日から10日目となります。吹田市長に就任されるにあたり、4年間の抱負・方針などの所信表明のメッセージをお願い致します。 後藤 圭二 市長さんに投票された方、吹田市内の企業・事業者・市民の方々が、メッセージを待っておられると思います。	市長就任における市民の皆様へのメッセージにつきましては、5月26日付けで市ホームページにて公開しておりますので、ご覧ください。 (吹田市HP 令和5年5月26日 市民に向けての市長メッセージ「リスタート」 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018782/1018783/1028132/1028133.html">https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018782/1018783/1028132/1028133.html</a> )	秘書課	R5.5.23	R5.5.29
45	地域猫	地域猫は困ります。 餌をやることは糞尿に繋がります。猫の餌をやるのなら自宅でやって欲しいです。 吹田市が地域猫を認められても糞尿の掃除はしていただきません。本当に地域猫を大切にすれば、もっと啓発活動をするなり、掃除をするなり、考えて欲しいです。以前より、この地区で餌をやらないようお願いしていましたが、いつの間に地域猫がどこでもOKになったのか分かりません。野良猫による被害もあります。地域猫は絶対に困ります。 餌をやるなら自宅でやって欲しいものです。	ご相談の地域では、市に登録して地域猫活動に取り組まれている団体はございません。餌やりを強制的にやめさせることはできないため、餌やりをする場合は、避妊・去勢手術をする、置餌はしない、糞尿等の掃除をすることを守るように、啓発しています。	衛生管理課	R5.5.29	R5.5.29

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
46	うつ病の市民への国民健康保険の減免制度の有無についてなど	<p>2023年5月18日(木)に、窓口で国保への切り替え手続きをしました。対応した職員への回答に疑問があるので、19日(金)に質問のメールを差し上げています。ですが、返事がいっこうにありません。都合の悪いことがあるのでしょうか。無視はないでしょう。以下、転載しますので回答をください。</p> <p>(転載) 2023年5月18日(木)17:20過ぎに窓口で相談。対応職員〇〇(女性)。〇〇氏はよく分かってない可能性もありますので、吹田市としての公式な回答をください。 その前に説明。 ・私は、2023年5月7日(日)で、会社の健康保険の期限が終了です。今は無職。 ・2023年4月21日(金)に、心療内科でうつ病の診断を受けています。 ・これから働かどうかは未定です ・確定申告をしました。住民税非課税世帯になると思われます ・2023年5月18日(木)に国保への切り替え手続きをしました。</p> <p>〇〇氏による説明 ・うつ病という理由での減免措置は一切ない ・収入が基準を下回るという理由での減免か ・失業をして、前年の所得と今年の所得を比べて少なくなっているという理由での減免しかない ・住民税非課税世帯という理由での減免措置は一切ない</p> <p>質問①うつ病の市民への、国保の減免措置は一切ないのか？ 質問② 1の①について、ただちにではなく、ハローワークでの失業認定を受けてからのケースも含めて、一切の減免措置はないのか？(〇〇によれば、ない) 質問③住民税非課税世帯のケースで、減免措置は一切ないのか？ 吹田市としての公式な回答をください。 5月18日(木)に窓口で国保切り替えのための書類を出したところ、〇〇氏はよく理解していないのか他の職員に聞きに行っていたので、制度を知らない〇〇氏の説明に間違いがある可能性もあります。吹田市としての公式な回答をください。 吹田市として、虚偽の説明がないようにお願いいたします。利用できる制度があるのに、虚偽説明で利用させないようなことがないよう、よく確認をお願いいたします。繰り返しますが、公式な回答になりますので、詳しい人に確認をお願いいたします。 吹田市職員がよくやる手法ですが、答えたくない質問に答えるとき、こちらがしていない質問を勝手に設定して、それに回答をして、きちんと回答をしたというやり口はなしでお願いします。 (転載ここまで)</p> <p>質問はシンプルです、回答も容易なはずですが、「ある」か「ない」のかです。窓口では「ない」と明言でした。でしたら、「ない」で結構ですし、対応した職員の対応に誤りがあれば訂正してください。 はぐらかす回答はおやめください。たとえは、 ・「個別の事情についてはお答えしかねます。窓口でご相談ください」すでに窓口で個別に相談しています。制度の有無について回答できないのは何故でしょうか？個人のプライバシーにも抵触しません。 ・「吹田市では減免の相談にのっています。ご相談ください」すでに相談しています。そのうえで疑問があるので質問です。質問と回答がかみあっていません。 「ある」か「ない」かのシンプルな回答になるはずですので、ごまかすのはおやめください。「ない」であれば、吹田市が公式に「ない」と明言したものと保険料を納めます。一般市民の私より、専門のみなさん方のほうが制度に詳しいのは当然です。</p>	<p>この度は窓口での説明不足から〇〇様には不信任感を抱かせてしまったことについて、また回答が大変遅くなったことについて深くお詫び申し上げます。改めまして、 国民健康保険料の減免と軽減について説明させていただきます。</p> <p>①国民健康保険料の減免について 吹田市の国民健康保険料の減免要件は次のとおりとなります。 保険料のお支払いが困難で、下記のいずれかに該当する場合、申請により保険料の減額となります。 ・災害、風水害、火災その他これらに類する災害の場合(保険料の減額) ・事業又は業務の不振、休廃止、失業等により所得が著しく減少した場合(所得割の減額) ・65才以上の社会保険等の被扶養者が被保険者の後期高齢者医療保険に移行したことにより国民健康保険に加入した場合(保険料の減額) ・刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁された場合(保険料の減額) ※保険料は、所得割、均等割、平等割から構成されており、所得割の減額は所得割部分の減額、保険料の減額は所得割、均等割、平等割全てを減額します。</p> <p>②国民健康保険料の非自発的失業者に係る軽減措置について 国民健康保険の減免制度とは別に65才未満の方でリストラなど会社都合により退職し、特定受給資格者及び特定理由離職者で「雇用保険受給資格者証」をお持ちの方は、申請により、失業した日の翌日の属する年度から翌年度末まで、保険料計算時に給与所得を30/100として算定します。</p> <p>③所得に応じた国民健康保険料の軽減等について 国民健康保険料を算定する際、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割、平等割額の7割、5割又は2割を減額します。また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減します。これらの軽減措置については申請の必要はございません。</p>	国民健康保険課	R5.5.29	R5.5.31